

## 第10回 CYセミナー

# シンガポール進出に伴う法的留意点

【開催日時】 2014年10月9日（木）14：00～16：00（13：30受付開始）

【会場】 シティニューワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル8階）

【受講料】 無料

【定員】 50名（1社あたりのお申込みは2名までとさせていただきます。）

\*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

### セミナー内容

1. はじめに～シンガポールの基本情報
2. シンガポールを足がかりとした東南アジアへの進出形態  
～単独か、JVか、M&Aによる進出か
3. 規制業種～外資規制の概要
4. 会社法～法制度の概要、並びに会社の設立、運営にあたっての留意点
5. 労働法～法制度の概要、及び現地従業員の雇用・解雇の際の留意点
6. 税制、及び進出企業の優遇策  
～進出企業に適用のある税制、及び進出企業優遇策の概要
7. 上場制度  
～シンガポール上場制度の概要（近時公表されたセカンダリー上場改正案も踏まえて）
8. 競争法～執行状況、及び日系企業の摘発事例等
9. 紛争解決・国際仲裁  
～仲裁地としてシンガポールを選択することのメリットについて
10. 撤退～現地子会社の清算方法、及び揉めた場合にどのように対応するか
11. 近時の問題（ビザ、PDPA）  
～シンガポールに進出中の全ての企業に影響がありうる近時の重要な法改正及びその施行の動向等

### ＜スピーカーより＞

海外進出、特に東南アジアを検討されている企業様にとって、シンガポールへの進出やシンガポールを足がかりとした東南アジアへの進出はひとつの有力な選択肢と考えられます。本セミナーは、シンガポールの大手法律事務所であり、かつ東南アジアでも最大級の法律事務所である Rajah & Tann 法律事務所での勤務経験を有するスピーカーが、その勤務経験を通じて実感した論点及び最新の情報を盛り込んだものとしております。これからシンガポールを足がかりとして東南アジアに進出されようとしている企業のみならず、既に進出されている企業についてもお役にたてるような内容を提供することを目的としておりますので、どうぞご参加ください。

### ＜スピーカープロフィール＞

弁護士 野村大吾（のむらだいご）

2006年弁護士登録。2013年カリフォルニア大学バークレー校にて LL. M. を取得後、2014年8月までシンガポールの Rajah & Tann 法律事務所に出向し、シンガポールを含む東南アジア各国に進出する日系企業のアドバイスに従事した経験を有する。この出向経験を活かしつつ、東南アジアに進出を検討されている企業に対するアドバイスを行うほか、東南アジアから日本に対する投資案件、一般企業法務、不動産ファイナンス、M&A 等に従事する。